

氏名(本籍)	いわ	さき	まさ	あき	(神奈川県)
	岩	崎	政	明	
学位の種類	法学博士				
学位記番号	博甲第215号				
学位授与年月日	昭和59年3月24日				
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当				
審査研究科	社会科学研究科 法学専攻				
学位論文題目	経済的観察法の理論史的考察 —ドイツ租税法における成立と発展—				
主査	筑波大学教授	法学博士	南	博	方
副査	筑波大学教授	法学博士	荒		秀
副査	筑波大学教授		島		十四郎

論文の要旨

(1) いわゆる経済的観察法は、租税法の解釈適用についての一大原則であるが、本論文は、この経済的観察法をドイツの立法、判例および学説の変遷に即して、理論史的考察を加えることを目的とするものである。

その構成は、第1章「序説」、第2章「経済的観察法の成立と発展」、第3章「法解釈原則としての経済的観察法の限界」、第4章「法適用原則としての経済的観察法の限界」、第5章「経済的観察法研究の課題と展望」の5章に分かたれる。

(2) 第1章は、問題の提起に当てられる。わが国では、租税法における経済的観察法の必要が強調されるにもかかわらず、その研究は必ずしも十分ではなく、かつ恣意的に運用されてきたきらいがある。そこで、その母法であるドイツの経済的観察法の理論史的研究が必要である旨述べられる。

(3) 第2章では、第2次大戦前後から現在に至るまでの経済的観察法の発展過程が詳述される。すなわち、かつての純粋な「経済」的観察法から、法解釈および適用の原則としての「法」的観察法へと転化していく過程が追跡される。

(4) 第3章では、法解釈原則としての経済的観察法は、現代においては租税法の目的論的解釈の問題であることが論じられ、その限界に関する判例、学説の動向が示される。

(5) 第4章では、法適用原則としての経済的観察法は、現代においては租税法規の類推適用の問題であることが指摘され、かつての租税法規の厳格解釈から、納税者に有利な結果を導く類推は許されるとする見解へと推移してきている旨が論述される。

- (6) 第5章では、経済的観察法の現代的機能について最近の判例、学説が紹介されるとともに、以上の意義での経済的観察法に対し、新たな視角から批判的見解が現われてきていることに言及される。

審 査 の 要 旨

- (1) 経済的観察法は、わが国では、租税法の解釈適用の重要な原則として強調されるにもかかわらず、従来まとまった本格的な研究がなかった。ドイツにおいてすら、その体系的、総合的研究は、ほとんど皆無に近い状態である。

本論文は、六〇余年にわたり形成されてきたドイツの経済的観察法に関する理論を追跡整理し、体系的考察を行ったもので、貴重な労作であると評価することができる。

- (2) 経済的観察法は、その内容が多義的であるため、従来論者によりさまざまに解される傾向があったが、本論文は、経済的観察法の本来の機能は、法解釈原則および法適用原則であることを指摘し、法解釈原則としては目的論的解釈の限界が、また、法適用原則としては類推適用の限界が問題になることを論証したことにおいて重要な意義があり、わが国の租税実務および理論の発展に寄与するところが少なくないものと考えられる。

- (3) 本論文は、経済的観察法に関するほとんどすべての文献を渉猟して、これを綿密に分析、検討し、さらにその現代的機能についても論及した意欲的、独創的なものであり、本格的、総合的な理論史的研究としては、わが国でも最初のものである。全般的に議論がやや抽象的な難があるが、今後、具体的な事例についてこの理論の適用が試みられることにより、いっそう有益な研究成果を挙げうるものと期待される。

よって、著者は法学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。